

## 鳥取県学校関係体育大会補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県学校関係体育大会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取県小学校体育連盟、鳥取県中学校体育連盟又は鳥取県高等学校体育連盟によるスポーツ大会等の開催や参加を支援し、もって本県スポーツ活動の振興に寄与することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる者が行う同表の第2欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）について、その者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額の範囲内において、知事が別に定める額とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して原則として20日が経過する日までに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、間接国費補助事業については、交付申請を受けた日から起算して、知事がその財源に充当する国の補助金の交付を申請してから当

該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

3 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しないもの)

第6条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に該当する場合以外の場合とする。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額にかかる変更

(2) 補助対象経費の総額の2割を超える変更

2 第5条第1項及び第2項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同条第2項中「財源に充当する国の補助金の交付を申請してから、当該交付の決定」とあるのは、「変更等について文部科学大臣の承認を申請してから、当該承認」と読み替えるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、当該補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第6号及び様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要項に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は鳥取県教育委員会教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月14日から施行し、平成11年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月24日から施行し、平成16年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月20日から施行し、平成18年度事業から適用する。